

人・まち・緑

夢くうかん

歴史と文化の生活創造都市

かわちながの市



ときめく夢 こだまして…



総合計画の構成と目標年次

総合計画は、基本構想、基本計画、地域別計画および実施計画で構成されています。

●基本構想

基本構想は、本市のめざす都市の将来像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を示すものです。

基本構想は、平成17年度（2005年度）を目標年次とします。

基本構想の計画期間は、平成8年度（1996年度）からの10年間とし、「21世紀に向けての新たな本市のスタートの時代」と位置づけます。

●基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための手段・方法として、基本的施策を体系的にとりまとめたものです。

基本計画は、平成17年度（2005年度）を目標年次とします。

基本計画の計画期間は、平成8年度（1996年度）からの10年間とします。

基本計画は、必要に応じて見直すものとします。

●地域別計画

地域別計画は、基本計画を地域ごとに示した計画であり、地域住民と行政が共にめざすまちづくりの目標とするものです。

●実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策にもとづき具体的な事業の実施計画を明らかにしたものです。

総合計画の構成



計画のねらい

大都市近郊にありながら豊かな自然をもつまちとして、地域資源を生かし、住宅だけでなく特色ある都市機能の創造と環境との共生の両立をめざして、市民・企業・行政がそれぞれの役割を明確にしなが、英知を結集するための指針が求められる時代を迎えています。

第3次総合計画では、21世紀を迎えるにあたり、今日までのまちづくりを継承・発展させながら、改めて本市独自の自然や歴史的・文化的資源を見直し、守り、育て、新しい価値を加えていく方向をめざします。

さらに、単なる「住宅都市」から脱皮し、市民が多様で心豊かな生活をおくれるように、生活面・経済面で、より自立性の高い都市をめざします。

めざす都市の将来像

人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市

●まちづくりの基本理念

貴重な資源を見直し、自然と共存する知恵を学び、積極的に守り、育て、新しい時代のまちづくりに生かすことが求められており、環境とふれあい、共生する都市づくりをすすめます。

人びとが暮らし、働き、学び、憩い、交わり、そして輝けるような、多様な生活を創造できる機能をもつ、自立性の高いまちづくりを、市民・企業・行政が連携しながら、あらゆる分野にわたって展開します。



ご家族の笑顔すてきですね



県立文化センター



向野住宅地区

●都市の将来像

都市の将来像とは、まちづくりの基本理念とあわせて、市民・企業・行政が共にまちづくりをすすめるうえで、共通にイメージできる方向を端的な言葉で表わしたものであり、都市の個性が表現され、将来に向けた行動の指針としての意味が込められたものです。

自然と向きあい、これを守り、育て、共存していくためには、創意と行動が求められており、あらゆる施策において環境と共生するまちづくりが必要です。人と自然、人と人のふれあいを通じて、学びと創造の精神や、心と体の健康、さらに豊かな人間性が育まれる都市をめざします。

単なる「住宅都市」から脱皮し、暮らしや生き方にさまざまな選択肢があり、自らのライフスタイルを創造できるまちづくりが必要です。人それぞれが輝きをもって生き生きと活動し、新たな生活文化や多様な都市機能が育つ、活力ある都市をめざします。

第3次総合計画がめざす都市の将来像を次のように定めます。



人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市

第2次総合計画の将来像である「潤いと活気のある緑の健康都市」を、今日的な課題をふまえ、さらに発展させたものです。「生活創造都市」には、健康に加え、うらおいと活気のある豊かな生活を創造するという意味が込められています。



彫刻とみどりのまちづくり

まちづくりの目標

まちづくりの基本理念と都市の将来像にもとづいて、以下の6つのまちづくりの目標を掲げ、まちづくりを展開します。

- 時代を拓く—新たな時代潮流への対応—
- 街を創る—都市基盤整備の推進—
- 環境を守る—生活環境の整備—
- 共に生きる—豊かな市民生活の創造—
- 活力を産む—産業・経済の活性化—
- 人を育む—生涯学習の振興—

1. 時代を拓く

●新たな時代潮流への対応●

1. ライフスタイルの多様化
2. 長寿社会
3. 高度情報化
4. 国際化
5. 地球環境保全
6. 男女共同参画社会の創出
7. 文化の時代
8. 都市機能の高度化



4. 共に生きる

●豊かな市民生活の創造●

1. 人権・コミュニティ・消費生活の向上
〈人権・平和〉〈コミュニティ〉
〈消費生活〉
2. 健康・福祉の充実 〈総合的な保健福祉の推進〉
〈健康〉〈高齢者福祉〉
〈障害者福祉〉
〈児童福祉・ひとり親家庭福祉〉
〈保険・年金・低所得者福祉〉

